平成２２年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市太市中781番地　姫路市営住宅向山住宅109号
債務者　福嶋　麻美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９１号
兵庫県高砂市梅井３丁目14番18号
債務者　竹中　寿満
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市青山西３丁目１番７号サンリッチ青山303号室
債務者　久保　和也
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７１号
広島県東広島市西条町寺家4863　ジュリアス201、住民票上の住所広島県東広島市西条御条町４番45―1205号
債務者　岩谷　奈苗
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８２号
広島市中区西十日市町７番26―401号
債務者　石倉津思子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８８号
広島市佐伯区河内南２丁目24番７号
債務者　佐伯　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
山口県下関市一の宮本町２丁目５番25号、前住所山口県下関市伊倉東町２番10―106号
債務者　久保園龍夫（旧姓重友）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
山口県下関市一の宮本町１丁目１番５―201号　コーポ井上、前住所山口県下関市秋根上町１丁目５番18号
債務者　川渕　義和
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
山口県下関市神田町１丁目２番２号
債務者　武井成三こと　王　　成三
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
山口県下関市稗田北町９番５号
債務者　柳本　明美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
山口県下関市金比羅町30番16号
債務者　松森　　健
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
山口県下関市金比羅町30番16号
債務者　松森真由美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
山口県下関市秋根本町１丁目３番２―302号　ニューエメラルドマンション
債務者　山田　竜一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
山口県下関市西神田町６番１号グランドール下関302号、住民票上の住所福岡県北九州市八幡東区西本町４丁目13番19号
債務者　中島　裕美（旧姓大藏）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目14番24号トミーズマンション３Ｆ号
債務者　三井　早男
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市山田町364番地サンステージＢ102号
債務者　西薗　広人
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
鹿児島県鹿児島市山田町364番地サンステージＢ102号
債務者　西薗　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係